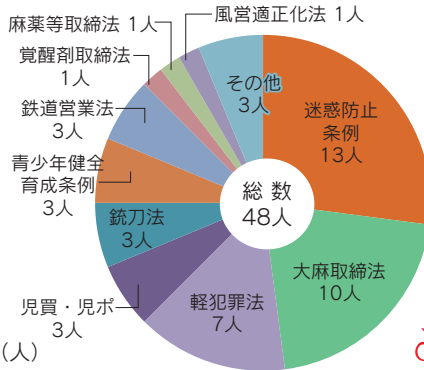




特別法犯少年の状況

特別法犯少年の法令別状況

区分	年次		前年比	
	R元年	R2年	人	率
銃刀法	3	3	0	-
迷惑防止条例	10	13	3	30.0%
鉄道営業法	1	3	2	200.0%
軽犯罪法	11	7	-4	-36.4%
児童・児ポ法	11	3	-8	-72.7%
覚醒剤取締法	1	1	0	0.0%
大麻取締法	5	10	5	100.0%
風営適正化法	1	1	0	0.0%
廃棄物処理法	5	-	-5	-500.0%
青少年健全育成条例	1	3	2	200.0%
その他	5	3	-2	-40.0%
計	53	48	-5	-9.4%



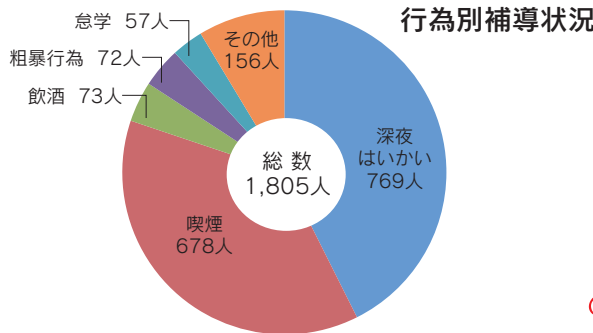
TOPIC 大麻事犯が増加
 近年、全国的に少年の大麻事犯が増加傾向となっています。大麻はSNS等インターネット上において「有害性がない」といった誤った情報が氾濫しており、好奇心や安価なことなどから、少年へのまん延が懸念されています。

Check! 大麻乱用で検挙された少年が増加!

特別法犯少年を法令別にみると、迷惑防止条例違反が最も多い13人で、違反内容は全て盗撮によるものでした。また、薬物乱用により検挙された少年が増加し、中でも大麻取締法違反による検挙は10人で、前年より5人増加するなど過去最多となりました。



不良行為少年の状況



区分	年次		前年比	
	R元年	R2年	人	率
深夜はいかい	929	769	-160	-17.2%
喫煙	672	678	6	0.9%
飲酒	74	73	-1	-1.4%
粗暴行為	73	72	-1	-1.4%
総学	56	57	1	1.8%
その他	122	156	34	27.9%
計	1926	1805	-121	-6.3%

Check! 行為別では深夜はいかいと喫煙で8割以上!

不良行為で補導された少年は1,805人であり、過去最少であった令和元年よりさらに減少しています。主な行為別にみると、深夜はいかいが769人（前年対比-160人）、喫煙が678人（前年対比+6人）で、合わせて不良行為全体の80.1%を占めています。



少年の福祉を害する犯罪等の状況

検挙した福祉犯は68件45人で、前年に比べて検挙件数は11件増加し、検挙人員は同数でした。

検挙した罪種別で多かったのは、児童ポルノの製造、公然陳列などによる「児童買春・児童ポルノ禁止法違反」で、次いで、いん行、深夜連れ出しなどの「県青少年健全育成条例違反」となっています。

福祉犯の被害者となった少年は46人で、前年に比べて3人増加しました。学職別にみると、中学生の被害は前年より減少しましたが、小学生、高校生の被害は増加しています。

また、被害の内容をみると、SNSの利用をきっかけに、相手（被疑者）とやりとりするなどして被害に遭うケースが増えている状況にあります。

区分	罪種	児童福祉法	風営適正化法	県青少年健全育成条例	児童ポルノ禁止法	児童買春・児童ポルノ禁止法	大麻取締法	未成年者飲酒禁止法	総数	令和元年増減	
										令和元年	増減
検挙件数	4	2	23	37	1	1	68	57	11		
検挙人員	4	4	16	20	1	1	45	45	0		
被害少年(人)	4	1	22	18	1	1	46	43	3		
未就学小学生				4				4	2	2	
中学生			12	8				20	28	-8	
高校生	4		8	6				18	12	6	
その他学生											
有職少年						1		1		1	
無職少年		1	2					3	1	2	

Check! 中学生の被害者が減少し、高校生の被害者が増加!

※被害少年数は、統計上、主たる被害しか計上されないため、検挙件数と被害少年の人数は相違します。

福祉犯～少年の心身に有害な影響を及ぼし、健全な育成を著しく阻害する犯罪



SNSの利用をきっかけとして犯罪被害にあう子供が増加！

ネット上の見知らぬ人とSNSでやりとりをし、脅されたり、騙されたりして児童ポルノや児童買春などの犯罪被害にあう18歳未満の子供が増加しています。

被害にあった子供のうち、約8割がスマートフォンを使用しており、ほかにもタブレット型端末機などのインターネット接続機器を使用していました。

TOPIC SNSの危険性

SNSを扱う人の中には、性的な目的で子供を狙う犯人が潜んでいます。犯人は、子供の理解者のふりをしたり、相談相手になったりして近づいてきます。また、プロフィールに嘘の性別や年齢等を使ったり、なりすまし等、犯人は手の込んだ手口を使うことが多くなっています。

Check! 犯罪被害防止にフィルタリングは有効です！

～SNSの利用による犯罪被害から子供たちを守るために～

◎SNSで知り合った相手と不用意に会わない。

・SNS上では簡単に他人になりすますことができます。気軽に信じてはいけません。

◎SNSの公開範囲を適切に設定する。

・投稿した写真から撮影場所が特定されてしまいます。関係ない人が見られないようSNSの公開範囲は適切に設定しましょう。

◎下着姿や裸の写真は絶対に撮らない、送らない。

・人に見られては困る写真をネット上にあげることは危険です。

◎スマートフォン等には必ずフィルタリングを設定する。

・子供が使用するスマートフォン等のインターネット接続機器には、必ずフィルタリングを設定し、適正に利用しましょう。

フィルタリングとは？

インターネット上の有害情報の遮断、携帯電話使用時間の制限などができる機能で、保護者による管理が可能となっています。携帯電話から設定できるほか、販売店などでも説明が受けられます。

Check! フィルタリングは子供の年齢・発達に応じた設定変更が必要です。



少年サポートセンターの活動

少年サポートセンターでは、「非行や不良行為を繰り返す少年」や「犯罪の被害に遭い心に傷を負った少年」に対して、専門的な見地から継続的に関わることによって立ち直りの支援を行っています。

少年に対する面接や保護者に対する助言に加え、関係機関とも連携しながら環境調整を行うことで、少年の問題行動の改善や社会への適応を図る支援を行います。

少年の立ち直り支援、その他少年に関することは、少年サポートセンターにご相談ください。

大津少年サポートセンター

住所：大津市打出浜1-10
滋賀県警察本部庁舎北棟1階
電話：077-521-5735（直通）

米原少年サポートセンター

住所：米原市米原1092 米原警察署内
電話：0749-52-0114（直通）

この資料で使っている用語は次のとおりです。

- 1 犯罪少年・・・14歳以上20歳未満の少年で罪を犯した者（交通法犯を除く）
- 2 触法少年・・・14歳未満の少年で、刑罰法令に触れる行為をした者（交通法犯を除く）
- 3 ぐ犯少年・・・20歳未満の少年で、その性格・行状等から判断して、将来何らかの罪を犯し、又は刑罰法令に触れる行為をするおそれのある者
- 4 非行少年・・・上記「犯罪少年」「触法少年」「ぐ犯少年」を総称している
- 5 不良行為少年・・・非行少年には該当しないが、飲酒・喫煙・深夜はいかいその他自己又は他人の特性を害する行為をしている者
- 6 刑法犯少年・・・刑法に定める行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法犯を除く）
- 7 特別法犯少年・・・覚醒剤取締法・軽犯罪法などの特別法令に違反する行為をした犯罪少年及び触法少年（交通法犯を除く）